

4 憲法調査会審議経過

委員一覧 (45名)

会長	上杉 光弘 (自民)	椎名 一保 (自民)	小林 元 (民主)
幹事	武見 敬三 (自民)	常田 享詳 (自民)	角田 義一 (民主)
幹事	保坂 三蔵 (自民)	中曽根 弘文 (自民)	中島 章夫 (民主)
幹事	吉田 博美 (自民)	服部 三男雄 (自民)	平野 貞夫 (民主)
幹事	若林 正俊 (自民)	福島 啓史郎 (自民)	福山 哲郎 (民主)
幹事	鈴木 寛 (民主)	藤野 公孝 (自民)	堀 利和 (民主)
幹事	ツルネン マルティ (民主)	舛添 要一 (自民)	松井 孝治 (民主)
幹事	若林 秀樹 (民主)	松田 岩夫 (自民)	白浜 一良 (公明)
幹事	魚住 裕一郎 (公明)	松村 龍二 (自民)	山口 那津男 (公明)
幹事	小泉 親司 (共産)	松山 政司 (自民)	山本 保 (公明)
	阿南 一成 (自民)	森田 次夫 (自民)	井上 哲士 (共産)
	岩井 國臣 (自民)	山崎 力 (自民)	吉岡 吉典 (共産)
	扇 千景 (自民)	大淵 絹子 (民主)	吉川 春子 (共産)
	亀井 郁夫 (自民)	大脇 雅子 (民主)	田 英夫 (社民)
	桜井 新 (自民)	川橋 幸子 (民主)	岩本 荘太 (無会)
			(16. 2. 18 現在)

憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員 (15名)

小委員長	保坂 三蔵 (自民)	舛添 要一 (自民)	松井 孝治 (民主)
	岩井 國臣 (自民)	山崎 力 (自民)	山本 保 (公明)
	武見 敬三 (自民)	川橋 幸子 (民主)	吉川 春子 (共産)
	福島 啓史郎 (自民)	鈴木 寛 (民主)	田 英夫 (社民)
	藤野 公孝 (自民)	平野 貞夫 (民主)	岩本 荘太 (無会)
			(16. 3. 12 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年1月20日に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した論議を行うことを基本方針とし、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

第151回国会からは憲法を分野別に論議することとし、「総論」、「国民主権と国の機構」、「基本的人権」及び「平和主義と安全保障」の4つのテーマを設け、逐次、調査を進めてきたが、今国会において「平和主義と安全保障」及び「総論」を終え、4テーマについて一通りの調査を終えた。

第158回国会閉会後の平成15年12月3日には、コスタリカ共和国及びカナダにおける憲法事情並びに国際連合における平和主義・安全保障への取組等について、海外派遣議員から報告を聴いた後、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

次いで、今国会に入り、平和主義と安全保障のうち、「憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保」について、平成16年2月18日に、大阪大学大学院法学研究科教授坂元一哉氏、拓殖大学海外事情研究所所長佐瀬昌盛氏及び朝日新聞記者・AERAスタッフライター田岡俊次氏を、2月25日に、関西学院大学法学部教授豊下楯彦氏、法政大学人間環境学部教授本間浩氏及び拓殖大学国際開発学部教授森本敏氏を、3月3日に、「憲法と国際法、国際連合」について、京都大学大学院法学研究科教授浅田正彦氏、東京大学大学院教授大沼保昭氏及び国際基督教大学大学院教授功刀達朗氏を、3月17日に、「憲法と国際平和活動、国際協力」について、東京大学東洋文化研究所教授猪口孝氏、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター参事酒井啓子氏及び成蹊大学名誉教授・NPO法人平和構築・民主化支援委員会理事長廣野良吉氏をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

そして、4月7日には、上記調査を含めこれまで行ってきた「平和主義と安全保障」に関する調査を踏まえて、締めくくり自由討議を行った。

その後「総論」の調査に入り、4月21日に、「前文」について、日本大学法学部教授青山武憲氏、元駐イタリア大使・鹿島建設株式会社常任顧問英正道氏及び北海道大学大学院法学研究科教授棟居快行氏を、5月12日に、「改正、最高法規」について、名古屋大学大学院法学研究科教授浦部法穂氏、駒澤大学法学部教授竹花光範氏及び京都大学大学院法学研究科教授土井真一氏を、5月26日に、「天皇」について、國學院大学神道文化学部教授阪本是丸氏、国際基督教大学教養学部教授笹川紀勝氏及び元最高裁判所判事園部逸夫氏をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

また、二院制と参議院の在り方に関する調査検討を柔軟かつ機動的に行うため、2月18日に「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」を設置した。3月12日に、「二院制と参議院の在り方をめぐる論点」について、国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任・北海道大学名誉教授高見勝利氏を、4月14日に、「参議院改革」について、日本大学法学部教授岩井奉信氏、京都大学大学院法学研究科教授大石眞氏及び東京大学大学院法学政治学研究科教授蒲島郁夫氏を、5月19日に、「選挙制度の在り方」について、政策研究大学院大学教授飯尾潤氏、駒澤大学法学部教授大山礼子氏及び元日本経済新聞社論説顧問金指正雄氏をそれぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行い、これを踏まえ、委員相互間の意見交換を行った。

なお、5月26日の調査会において、小委員長より小委員会の活動の経過について報

告を行った。

〔調査の概要〕

(平和主義と安全保障)

1. 「平和主義と安全保障」についての学識経験者からの意見聴取及び委員相互間の意見交換

<憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保>

坂元参考人は、日本の平和と安全の基盤である日米同盟を強化していくために、日本は集団的自衛権の行使ができるようになるべきだが、そのために9条を改正する必要はなく、解釈の是正で十分である、海外派兵を伴わない集団的自衛権の行使は積極的に認めるべき旨、発言した。

佐瀬参考人は、集団的自衛権についての政府解釈は欠陥解釈であり、日本国憲法上、集団的自衛権は保有しており、行使も可能であると解釈の是正をすべき、憲法を改正し集団的自衛権の保有・行使可能をうたうのであれば「国連憲章第51条の認める自衛の固有の権利」とするだけでよい旨、発言した。

田岡参考人は、集団的自衛権の行使を憲法改正若しくは憲法解釈の変更で認めても簡単に海外で武力行使できるものではない、集団的自衛権は行使できないとする説はアメリカの軍事協力要求に対する有効な防波堤であった、現実に日本を守っているのは自衛隊であって在日米軍ではない旨、発言した。

豊下参考人は、アメリカに武力攻撃を掛ける国が存在しない以上、集団的自衛権を論ずる今日的意味はない、アメリカの自衛権概念は予防戦争の論理に行き着く、大事なことは日本の外交戦略をきっちりと固めることである旨、発言した。

本間参考人は、自衛権に関する政府の伝統的解釈はそれなりに評価すべき、対米協力は個別的自衛権で対応できるので集団的自衛権行使の考えはとるべきではない、日本の安全保障上必要だとしても、住民の負担軽減のために、国会は基地の整理縮小等日米地位協定の改定に関心を寄せてほしい旨、発言した。

森本参考人は、憲法は国家の自衛権を禁止していないが、疑義をなくするため9条2項に、国家としての自衛権の保有、自衛権行使のための防衛軍の保有、必要に応じて防衛軍が国際貢献に参加・協力できることなどを明記する必要がある、日本の安全保障と国益を評価基準として自衛隊の領域外の活動を考える必要がある旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、憲法を改正して集団的自衛権の行使を明確にすべき、自衛権の自主的判断確保のための法的枠組みの在り方の議論が必要、集団的自衛権に関する政府解釈には歴史的背景があり理屈だけで考えてはいけない、政府解釈をにわかに変える必要はない、集団的自衛権を認めることは平和を希求する流れに逆行しており反対、集団的自衛権行使のための憲法改正は米国のためで日本のためにならない、

などの意見が出された。

<憲法と国際法、国際連合>

浅田参考人は、武力行使一体化論及び武力行使と武器使用の区別の問題は、国際法上と国内における議論の間に概念のずれがあり、我が国の主張について諸外国の理解が得られないことがあり得る、日本が国連の武力行使を伴う活動に参加するには憲法を改正する必要がある旨、発言した。

大沼参考人は、護憲的改憲論の観点から、現憲法は現実から乖離している、一世代（約25年）ごとに憲法を現実に適合させる小規模改正を行うべき、自衛隊がPKOや国連の集団的軍事措置に参加することは9条に違反しないが解釈変更では国民の間のシニシズムを強めるので憲法改正によるべき旨、発言した。

功刀参考人は、PKFを含め日本の国連平和活動への参加は正しい国際貢献であり合憲である、国連安保理に権力が集中しすぎているのでほかに決定力を持つ機関を複数設けるべき、決定機関のサポートとして企業・労働組合・マスメディア等市民社会代表で構成される第二国連総会の設立が重要である旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、日本にも国連待機部隊を設置してはどうか、国連の活動への協力は非軍事的性格の活動に限定すべき、などの意見が出され、日本の安保理常任理事国入りについては、国連が幅広い手段で国際平和を実現するためには不可欠であるという意見が出る一方、国連の軍事活動の中樞を果たす安保理常任理事国入りには反対との意見も出た。

<憲法と国際平和活動、国際協力>

猪口参考人は、日本の外交路線は15年ごとに大きな変化がある、いかにして日本が地球規模で国際協力できるかが今後15年の問題、自由民主主義、人権、市場経済を基盤とし、軍事手段を多用して問題を解決する風潮を抑えて平和主義・非軍事主義をほかの国にも広げるという方向がよい旨、発言した。

酒井参考人は、イラク復興問題について、外国軍を中心とした占領体制が復興を阻害している側面がある、イラクが日本に最も望んでいる貢献は過去の民間企業を中心とした対等な関係を回復すること、中東の日本への高い期待はアメリカとは違う形での貢献を求めるものである旨、発言した。

廣野参考人は、日本の将来を考えるとときは歴史的・国際的な視点が重要、「包括的安全保障」を目指した新しい長期ビジョンの対外戦略が必要、国連憲章に基づいて憲法改正を考えることがグローバル社会において重要である旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、国際協力の理念・国際機構の活動への参加を憲法に明記すべき、平和の維持・創造には予防外交から復興支援まで段階があり日本らしい国際貢献の在り方の議論が必要、海外で活動する実力部隊イコール自衛隊という前提は問題、国際貢献すべきという世論は定着した、日本が改憲し軍事的に国際貢献するこ

とへの諸国の警戒心は強く慎重な対応が必要などの意見が出された。また、アジア地域を重視する観点から、近隣のアジア諸国との信頼醸成のビジョンが憲法論議にあるべき、東アジアに経済的な結びつきが中心であって国連も認めるような安全保障体制を作るべき、との意見も出された。

2. 「平和主義と安全保障」についての締めくくり自由討議

4月7日には、「平和主義と安全保障」について、これまでの調査を踏まえて、締めくくり自由討議を行った。

9条に関して、1項は堅持した上で、安全保障という章を別に設けてそこに自衛権・自衛隊を明記すべきとの意見が出る一方、2項も含めた9条の存在意義は非常に高く堅持すべき、9条改正には反対との意見も出された。

集団的自衛権に関して、保有及び行使を憲法に明記すべきとの意見が出る一方、政府解釈をにわかに変更する必要はない、あるいは容認論には反対等の意見が出された。

国際貢献に関して、積極的に取り組むべきとの意見では一致しているものの、自衛隊あるいは国連待機部隊等により、PKOや国連の決定に裏打ちされた多国籍軍にも積極的に参加すべきとの意見がある一方、非軍事力により貢献すべきとの意見も出された。

そのほかに、人間の安全保障を確立・推進すべき、国連安保理常任理事国入りを目指すべき、平和主義を貫き不戦国家を宣言すべき等の意見が出された。

(総論)

3. 「総論」についての学識経験者からの意見聴取及び委員相互間の意見交換

<前文>

青山参考人は、現憲法は押しつけられた憲法であり自主憲法を制定したい、新憲法制定の際は前文に日本人が大事にしてきた和の精神を反映させ、天皇についても一言ふれてほしい旨、発言した。

英参考人は、国民参加による憲法改正が必要、前文には①国の形を示す、②日本の進路を明らかにする、③閉塞感を打ち破る活力の付与、④日本の座標軸を明らかにする、⑤包容力・普遍性のある社会構築を可能にするという役割がある、日本人のアイデンティティーの問題に前文改正が役立つ旨、発言した。

棟居参考人は、前文は憲法を貫く精神が列挙された憲法全体のエッセンスであり見取図の役割を果たす、国民・世界に対するメッセージとしてまず前文に日本の国家像・理念を示すべきであり国際貢献論はその後にくるもの、前文だけ先に改正することは前文を通じて本文の実質的な意味内容に影響を及ぼす結果となる旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、前文を議論のスタートにしたいとの意見が出る一方、前文だけを切り離して議論はできないとの意見も出た。また、前文の持つ歴史的意味は認識すべき、国際協調の中では前文の平和主義は古い、ポストモダンという新時代

において重要であるコミュニケーションがきちんと保障されるように憲法が構成されるべき、前文は時代の変化に対応し得る価値観を盛り込める装置である等の意見が出された。

<改正、最高法規>

浦部参考人は、9条の変更、憲法制定権者である国民の権限を制約・縮小するような改正規定の変更、国民の義務の追加などは憲法の基本部分を変更するものであり、改正を超え現憲法の廃棄と新憲法の制定となる、その手続としての国民投票においては少なくとも投票権者総数の過半数の賛成が必要である旨、発言した。

竹花参考人は、改正方式はアメリカの増補方式よりも書き改め方式がよい、内容の改正に限界はないが時期的限界の意義は重視すべき、国民投票制は選択的でもよい、国民投票法が未整備なのは国会の怠慢、現行の最高法規の章は条文を整理し新たに国旗・国歌等国のシンボルに関する定めを置くべき旨、発言した。

土井参考人は、改正の限界について、主権者である国民による自己拘束論の観点から、主権の所在の変動を伴わない限り、基本的に主権者の賢慮による自己拘束の問題である旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、最高法規の章の削除や国民の憲法尊重義務の明記については賛否両論あるが人によって解釈が異なる憲法は問題、改正の担い手は国民であり国会議員は国民全体の議論を喚起し民意を醸成することが必要、改正の必要は全くない等の意見が出された。

<天皇>

阪本参考人は、天皇の地位あるいは権威の源泉は古来より続く祭祀を中心とした皇室の伝統文化あるいは儀式である、国及び国民統合の象徴としての行為である皇室祭祀の位置付けについて皇室典範も含めて慎重な調査が必要である旨、発言した。

笹川参考人は、天皇を君主に類似して扱うのは国民主権に反する、廃止された旧皇室典範及び皇室令が慣習法として存続しており二元的法体系をもたらしている、女性天皇の是非の議論は平等原則の適用だけでなく人間の尊厳の問題である旨、発言した。

園部参考人は、女性天皇の問題は確実な皇統の維持と男女平等論の二つの観点から議論されてきたが女性天皇は認められるべき、その際は皇室典範の改正でよく、憲法改正は要しない旨、発言した。

委員相互間の意見交換では、象徴天皇制は望ましい姿でありこのまま継続すべきとの意見が大勢を占めたほか、天皇は我が国の歴史と伝統文化の象徴であるが故に国民統合の象徴となり得るという論理を明確にすることが必要、早く皇室典範を改正し女帝を認めるべき、現在の天皇制度は民主主義及び人間の平等の原則と両立せず、将来的にその廃止は国民の総意により解決されるべき等の意見が出された。

（「二院制と参議院の在り方に関する小委員会」）

4. 「二院制と参議院の在り方に関する件」についての学識経験者からの意見聴取

<二院制と参議院の在り方をめぐる論点>

高見参考人は、一院制を採用した場合には少数者の権利保障や解散権の濫用の問題があり、対等な二院制を採用した場合には両院間の意思の不一致の調整や内閣との関係複雑化等の問題がある、現行制度では、参議院の抑制機能が希薄であれば無用論が、過剰であれば有害論が登場する、選出方法について憲法に参議院の地域代表的性格を明記した場合には同じく憲法上の要請である投票価値の平等との折り合いが争点となる、参議院改革は首相指名の不行使など明文改正なしでも運用で実質的に達成できる部分も大きい旨、発言した。

<参議院改革>

岩井参考人は、独自性の発揮と立法機関としての効率性のバランスが課題、憲法及び国会関連法規を改正し、衆議院の権力の院・数の論理・政党中心・国民代表・決定の院に対して参議院は権威の院・理による運営・個人中心・地域代表・監視の院として独自性を発揮すべき旨、発言した。

大石参考人は、日本は有権者数が多く多様な意思の集約のため両院制の維持が妥当、参議院には激変緩和のための保守性・漸進性という役割があり、衆議院による法律再議決要件を通常の多数決に改め、首相指名権を見直し、参議院の運営自律権確保のため国会法を原則廃止し、議会期制度の採用を視野に置くべき旨、発言した。

蒲島参考人は、参議院議員の若年化・女性議員数の増加・高学歴化は参議院にプラスとなっている、アメリカの上院のような賢くて強い参議院に向けて、弾力性の確保・公平な選挙制度のための定数は正・情報公開の推進・入閣に対する自制・開かれた参議院の推進が重要である旨、発言した。

<選挙制度の在り方>

飯尾参考人は、参議院は与野党対決から距離をおき衆議院とは別の役割を果たすべきで党議拘束は再考が必要、参議院は個人が中心の中心であって比例代表的な結果が出る選挙制度がよく、公選制から推薦制とすることは国民の理解を得るのが困難、任期の延長・再選禁止・被選挙権年齢の引き上げ等の工夫により制度を補う余地がある旨、発言した。

大山参考人は、現在も参議院は調査会活動でレベルの高い議論を行い立法成果もあげると独自の審議を行っているが、より独自性を高めるには、選挙制度を全国規模の拘束名簿式比例代表制にして女性などマイノリティーに有利にし、過去の参議院改革論を参考に審議における政党色を薄める工夫をするとよい旨、発言した。

金指参考人は、二院制では両議院の区別は必要だが選挙制度を変更しても政党はそれを超えていくので制度変更には期待しすぎてはいけない、質疑の仕方とそれにふさわ

しい論客がそろっていれば議会は活性化するので参議院は衆議院とは違う形での審議方法を取り入れて存在意義を高めてほしい旨、発言した。

5. 「二院制と参議院の在り方に関する件」についての小委員相互間の意見交換

3月12日、4月14日、5月19日に、それぞれ参考人質疑を踏まえ、小委員相互間の意見交換を行った。

二院制に関して、日本のあるべき姿と現実の政治構造を分析・再構築しなければ結論は出ない、二院制は民主政治を強固にし権力分立に役割を果たす、議事の効率性のみを理由に一院制にすることは民意の反映から遠ざかることになり問題、地方議会で問題がないという理由では一院制を国政に適用できない、カーボンコピー化は政党政治が骨格にある、現在の憲法改正手続を考えるなら現実問題として一院制への移行は不可能、衆議院が審議した後の有権者の意識の変化を参議院が受け止めるという二院制の制度は必要、初めに二院制ありきという議論はおかしい等の意見が出た。

参議院の存在意義に関して、参議院は女性議員の比率が高く多様な民意の反映に役割を果たしている、調査会は参議院の独自性の成果の一つ、参議院の与野党バランスが衆議院の自由勝手を制約している部分があり参議院の存在には意義がある等の意見が出た。

また、参議院の機能・役割に関して、中身のある修正案により参議院の独自性を発揮すべき、参議院は必ず修正案や附帯決議を出すべき、法案修正に柔軟に対応できる体制を作るべき、など法案修正等に着目した意見や、国家の基本法である憲法の議論は参議院が行う、地方間の調整・決算調査・行政評価等により抑制・チェックの院として機能を果たす、参議院は政府には入らず立法府としての監視の院に徹する、参議院議員が党の政策形成で重要な役割を果たしていることを国民に伝えるため議事堂外での活動のフォーマルな位置付けについて検討すべき、などの意見が出された。

選挙制度に関して、尊敬と権威を保つため上院は少数で構成することとし、直接選挙により優れた人材を出す全国区中心プラス地方ブロックにする、法律で作った審議会が各界の有識者を候補者に推薦するような制度にする、国民と国会の距離を縮めるためにもNGOがもっと入れるように考慮した選挙制度にしてはどうか等の意見が出された。

6. 小委員会の活動経過報告

5月26日に、保坂小委員長は、二院制と参議院の在り方に関する小委員会における活動の経過を調査会で報告した。

(2) 調査会経過

○平成15年12月3日(水)(第158回国会閉会後第1回)

- コスタリカ共和国及びカナダにおける憲法事情並びに国際連合における平和主義・安全保障への取組等について海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。
-

○平成16年2月18日(水)(第1回)

- 二院制と参議院の在り方に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については会長に一任することに決定した。

- 「平和主義と安全保障」のうち、憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保について参考人大阪大学大学院法学研究科教授坂元一哉君、拓殖大学海外事情研究所所長佐瀬昌盛君及び朝日新聞記者・AERAスタッフライター田岡俊次君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君(自民)、若林秀樹君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、小泉親司君(共産)、田英夫君(社民)、岩本荘太君(無会)

○平成16年2月25日(水)(第2回)

- 「平和主義と安全保障」のうち、憲法と集団安全保障、集団的自衛権、日米安保について参考人関西学院大学法学部教授豊下楯彦君、法政大学人間環境学部教授本間浩君及び拓殖大学国際開発学部教授森本敏君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕舛添要一君(自民)、松井孝治君(民主)、山本保君(公明)、井上哲士君(共産)、田英夫君(社民)、岩本荘太君(無会)

○平成16年3月3日(水)(第3回)

- 「平和主義と安全保障」のうち、憲法と国際法、国際連合について参考人京都大学大学院法学研究科教授浅田正彦君、東京大学大学院教授大沼保昭君及び国際基督教大学大学院教授功刀達朗君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕松田岩夫君(自民)、ツルネンマルテイ君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、田英夫君(社民)、岩本荘太君(無会)

○平成16年3月17日(水)(第4回)

- 「平和主義と安全保障」のうち、憲法と国際平和活動、国際協力について参考人東京大学東洋文化研究所教授猪口孝君、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター参事酒井啓子君及び成蹊大学名誉教授・NPO法人平和構築・民主化支援委員会理事長廣野良吉君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意

見の交換を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、川橋幸子君（民主）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年4月7日（水）（第5回）

○「平和主義と安全保障」について意見の交換を行った。

○平成16年4月21日（水）（第6回）

○「総論」のうち、前文について参考人日本大学法学部教授青山武憲君、元駐イタリア大使・鹿島建設株式会社常任顧問英正道君及び北海道大学大学院法学研究科教授棟居快行君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、中島章夫君（民主）、山本保君（公明）、吉岡吉典君（共産）、田英夫君（社民）

○平成16年5月12日（水）（第7回）

○「総論」のうち、改正、最高法規について参考人名古屋大学大学院法学研究科教授浦部法穂君、駒澤大学法学部教授竹花光範君及び京都大学大学院法学研究科教授土井真一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕山崎力君（自民）、松井孝治君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、井上哲士君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年5月26日（水）（第8回）

○「総論」のうち、天皇について参考人國學院大学神道文化学部教授阪本是丸君、国際基督教大学教養学部教授笹川紀勝君及び元最高裁判所判事園部逸夫君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、山本保君（公明）、吉岡吉典君（共産）、岩本荘太君（無会）

○二院制と参議院の在り方に関する小委員長保坂三蔵君から報告を聴いた。

二院制と参議院の在り方に関する小委員会

○平成16年3月12日（金）（第1回）

- 二院制と参議院の在り方に関する件のうち、二院制と参議院の在り方をめぐる論点について参考人国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任・北海道大学名誉教授高見勝利君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、平野貞夫君（民主）、山本保君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年4月14日（水）（第2回）

- 二院制と参議院の在り方に関する件のうち、参議院改革について参考人日本大学法学部教授岩井奉信君、京都大学大学院法学研究科教授大石眞君及び東京大学大学院法学政治学研究科教授蒲島郁夫君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、松井孝治君（民主）、山本保君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）

○平成16年5月19日（水）（第3回）

- 二院制と参議院の在り方に関する件のうち、選挙制度の在り方について参考人政策研究大学院大学教授飯尾潤君、駒澤大学法学部教授大山礼子君及び元日本経済新聞社論説顧問金指正雄君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、中島章夫君（民主）、山本保君（公明）、吉川春子君（共産）、田英夫君（社民）、岩本荘太君（無会）